

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成30年7月27日（平成30年（行個）諮問第136号）

答申日：平成31年3月6日（平成30年度（行個）答申第198号）

事件名：本人に係る施工承諾願の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であるが、不開示とされた部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月17日付け府開管理486号により内閣府沖縄総合事務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、開示請求に係る保有個人情報の全てを開示するとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料については省略する。

##### （1）審査請求書

特定事業，施工承諾願

地権者名，耕作人名，地番，住所，事業従事者の氏名及び印影について特定の個人を識別する情報であり，開示請求者以外の個人又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であることから，法14条2号及び3号の規定により不開示とした。

特定事業，施工承諾願（特定住所A・B（田））利用権設定，平成〇年〇日 賃貸人特定個人A特定住所C，賃借人審査請求人特定住所Dである。（甲第58号証）（甲第60号証）

耕作人審査請求人の承諾，許可を取らずの工事である。

施工承諾願と提出されている（甲第122号証），審査請求人耕作人には，特定国道事務所からの説明会の連絡，知らせ，通知などなく，また特定町農業委員，特定区長からの連絡，知らせ，通知などもなかった。

施工承諾願に署名，捺印をした覚えもありません。（甲第61号証）

審査請求人の自宅内ありました（甲第52号証）施工承諾願 地権者特定個人Aの住所が異なっています。地番も異なっています。耕作者審査請求人 住所は記載がありません。

工事の写真が添えられていますが，特定会社に問い合わせると，まったく知らないということです。（甲第52号証）

特定国道事務所に問い合わせると，破棄したという事でしたので，特定会社に対し，施工承諾願の提出を求めて郵送されてきたものが（甲第59号証）です。（甲第64号証）（甲第65号証）

審査請求人は，特定住所A・B（田）で，お米・田芋（水芋（さとう芋の一種））を交互に栽培し生計をたてていました。

収穫した作物や野菜などを，賃貸人特定個人A 特定住所Cに送ってきています。特定町の田畑で収穫した田芋・米・野菜を大変喜んでいました。（甲第74号証）特定個人A所有財産には，他にも田畑があり叔父特定個人Aの承諾を得てお米・田芋・野菜を栽培していました。

田芋は植え付けから10か月後の収穫作物です。お米は植え付けから3か月後の収穫作物です。

審査請求人の承諾，許可なくの杭うちです。審査請求人の心臓に杭を打っているのも同然である工事であります。

精神的な苦痛，農業をやっていく気持ちも失われています。

特定住所B・Aは分筆され国土交通省に売買されています。（甲第50号証・甲第51号証）

特定国道事務所提出された書面から見ると，

平成○年○月○日 土地売買契約書

平成○年○月○日 土地回収に伴う請求書（申請書）（甲第117号証）

平成○年○月○日 特定国道事務所受付印（甲第117号証）

平成○年○月○日 オキナワソウゴウジムキョク振込（特定銀行特定支店 口座名義人特定個人A（甲第6号証）

平成○年○月○日 特定個人A死亡（甲第85号証）

平成○年特定個人Aの自宅，住所は特定住所Eです。（甲第76号証・甲第77号証・甲第84号証）

土地売買契約書と異なるものです。

土地所有者故特定個人A，耕作者である審査請求人も上記に記載していますこと手続が進められていることです。故特定個人Aは何も知らずに息を引き取ったものと考えられます。

（甲第7号証）特定地区消防に対し，異議申立てをしました。（甲第34号証）訂正を行っています。しかし，特定警察本部，特定検察庁と

異なるものでした。

（甲第129号証）事実と異なる報告書になっています。（略）の死に対する侮辱に思えます。

国土交通省土地売買契約書は無効であるものであると言いようがありません、やり直しを求めます。

特定会社は、耕作人審査請求人であること知っていたことを認めています。

（甲第117号証）の中に、審査請求人耕作人に対しての補償がなされていません。

個人情報不開示の理由に、地権者、地番、住所、事業従事者の氏名及び印影について特定の個人を識別する情報であり、開示請求者以外の個人又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であることから、法14条2号及び3号の規定により不開示とした、特定事業を遂行するため、一般国道〇号線（甲第62号証・甲第137号証・138号証）地域の人々との懇談会がなされています。

（甲第117号証）情報を得ての特定工事です。

（甲号証省略）

上記記載されているものは、特定県、特定町役場、特定広域連合会A、特定広域連合会B、特定国道事務所、沖縄総合事務局、国土交通省、個人の存在を無視・黙殺され、（村八分）、孤児情報（原文ママ）は、正確性の確保の義務付けを行うとともに、他面で、自己情報の開示請求権、訂正請求権などを個人に保障する。

「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」が制定されたが、この法律は、平成15年に行政機関の保有する全ての個人情報を対象とし、訂正請求権や利用停止請求権の新設、行政機関の職員による個人情報の盗用等に対する罰則など保護制度を拡充した「法」により全部改正された。また、国及び地方公共団体の責務や施策、個人情報取扱事業者の義務等について規定した「個人情報の保護に関する法律」が平成15年に成立した。

個人情報不開示の理由開示請求者以外の情報、ただし、公にされている情報、人の生命等を保護するため開示を要する情報、公務員の職務の遂行に関わる情報は除くとされていますが、叔父故特定個人Aは、この世のものでなく個人ではありません。審査請求人は、法定相続人（甥）である。審査請求人は叔父故特定個人Aに代わって全開示の請求をいたします。

裁量的開示

法16条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれる場合があっても、個人の権利利益を保護するため特に必要

があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

審査請求人の母親故特定個人Bの親戚が大勢特定区に住んでおります。その命・財産を見守っていただけないといけません。

以上から、本件処分を取り消し、開示請求に係る保有個人情報の全てを開示するとの裁決を求めます。

## (2) 意見書

現在、(甲第129号証)全開示の請求しているところです。特定県からの答申書、決定通知書を待っているところです。併せて審査を行って頂きたい。

墨塗りの全開示が行われますと、故特定個人Aの平成〇年新築住宅であることがわかります。特定町長からの(甲第84号証)は、正しいものではありません。(略)であった故特定個人Aが一生懸命に働いてきて貯めたお金で永住の地、本人所有地に建てた新築住宅です。農機具小屋ではありません。

特定住所Fは特定個人C宅です。

遺産目録を作成された特定司法書士・行政書士に対し、異なっている為やり直すように申し出ています。特定連合会 保険証、特定広域連合長、特定手帳、銀行口座住所、国土交通省土地売買契約書(平成〇年〇月〇日付)、全てが故特定個人Aの生活していました住所と異なっています。

平成〇年〇月〇日 土地売買契約書住所異なっています。特定個人A筆跡ではありません。

遺産分割協議中に、申立人である特定個人Cに沖縄総合事務局からの通知が届いていたかを聞きました。届いた所は、申立人特定個人C宅であり、特定住所E特定個人A宅に届いていません。

特定国道事務所に対し、利用権設定逸失の補償請求書を提出していません。特定国道事務所特定職員から、「補償出来ない」電話を受けています。

書面で提出をするようにと電話を入れています、現在まだ届いていません。

特定警察署・特定広域連合会Aに電話相談、故特定個人Aの預金口座と死体発見現場の異なること、相談をした後に、特定県病院事業局長は早期退職をしています。(略)

特定県の職員は「どうせ審査会は書面だけだ」などと口にしています。そのような特定県庁職員、市町村役場も同じようなことをしているのです。

書面だけでは、真実、事実が伝えられません。

特定町役場，特定町長，特定区長，特定県知事からの通知書は正しくないため故特定個人Aの死体発見現場も異なっています。

特定個人Aは亡くなっています。土地売買契約書は無効にして頂きたい。新たに土地売買契約書をもって頂きたい。特定個人Aの住所は特定住所Eであることです。

人はどこで生まれ，何処で死んでいくのでしょうか

死んだ場所さえ特定できないなどと（略）の死は，どこでもいいのでしょうか

人一倍働き，努力して生きてきた新築住宅は，叔父の証なのです。

これ以上地元特定町で悲惨な事件を防ぐためでもあります。

行政契約書の中に，本人確認というものが欠けています。

保険証だけで本人確認などが間違っているものです。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

平成30年5月8日付けで提起された処分庁による原処分に対する審査請求について，下記の理由により，これを棄却すべきであると考えます。

#### 1 本件審査請求の趣旨及び理由について

##### (1) 審査請求の趣旨

本件は，審査請求人が行った開示請求に対して，処分庁において原処分を行ったところ，審査請求人から，原処分を取り消すべきだとして審査請求が提起されたものである。

##### (2) 審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は，おおむね次のとおりである。

法16条で行政機関の長は，開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれる場合があっても，個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは，開示請求者に対し，当該保有個人情報を開示することができる。以上から，本件処分を取り消し，開示請求に係る保有個人情報の全てを開示するとの裁決を求めます。

#### 2 本件開示請求及び原処分について

処分庁においては，本件請求保有個人情報の開示請求に対し，一部開示とする原処分を行った。

#### 3 諮問庁としての考え方

上記の文書に記録された審査請求人以外の保有個人情報は，請求者を本人とする保有個人情報とは認められないことから，本来であれば処分庁は開示請求者本人の情報に限り開示決定を行うべきであったと思料されるが，原処分において既に部分開示決定を行っており，これを取り消して新たに不開示決定とすることは合理的でない。このため，本件審査請求においては，原処分の取消し及び本件対象保有個人情報の全部を開示することが求

められているが、引き続き原処分を維持することが妥当である。

#### 4 原処分について

##### (1) 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が指定した特定年月日A付けの「施工承諾願」（以下「本件施工承諾願」という。）を特定したものであり、請求時点において本件施工承諾願以外の行政文書は存在しないことから、本件特定は妥当である。

##### (2) 保有個人情報該当性について

本件審査請求における本件対象保有個人情報は、法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと考えられるため、本来であれば処分庁において、不開示決定すべきものであったと思料する。

しかしながら、原処分において既に部分開示決定を行っているところであり、これを取り消して新たに不開示決定とすることは合理的でないため、原処分を妥当として諮問するところである。

##### (3) 不開示情報該当性について

他地権者の地番、住所、氏名、印影並びに工事業者の氏名、印影の不開示情報については、法14条2号本文に該当する開示請求者以外の特定の個人を識別する情報であり、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示と判断した原処分は妥当である。

なお、上記の情報は、仮に審査請求者を本人とする保有個人情報に該当する場合であっても不開示を維持することが妥当であると考ええる。

##### (4) 法16条該当性

審査請求人は、本件不開示部分について、法16条により開示すべきである旨主張するが、本件審査請求書をもても特段の理由が示されておらず、原処分において不開示とした情報を開示することが、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認められない。

#### 5 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが妥当であると考ええる。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ① 平成30年7月27日 | 諮問の受理             |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ 同年9月4日     | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同月10日      | 審議                |
| ⑤ 同年12月21日   | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分を取り消し、開示請求に係る保有個人情報の全てを開示するよう求めている。

これに対し、諮問庁は、本件対象保有個人情報については、法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないため、不開示決定をすべきものであったが、これを取り消して新たに不開示決定を行うのは合理的ではないとして、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性についての判断に先立って、まず、本件対象保有個人情報が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

2 審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報が記録された本件施工承諾願の作成経緯等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、施工承諾願とは、未買収箇所における施工（工事）を行うに当たって、その地権者や使用者から施工（工事）の承諾を得たことを示す文書であり、本件施工承諾願は、沖縄総合事務局特定国道事務所が発注した工事である「特定国道管内保全（その3）工事」において、受注業者である特定会社が特定国道事務所に対して工事の成果品（工事完成図書）を提出した際、これに含まれていたものであって、当該工事の対象となった土地の所有者（当時。以下同じ。）であった特定個人Aらと耕作人（当時。以下同じ。）であった審査請求人らに対して、当該土地（特定住所B等）において、排水施設を設置するために、あらかじめ施工に際して、施工に関する承諾を得た根拠となる文書である旨説明する。そして、本件施工承諾願の記載内容等に照らせば、この諮問庁の説明は首肯できるから、本件対象保有個人情報が、一体として審査請求人を本人とする保有個人情報に該当することは明らかである。

3 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 諮問庁の説明の要旨

審査請求人は、本件施工承諾願以外の施工承諾願（審査請求書に添付された資料中の甲第52号証がその写しであると認められる。以下「甲52号施工承諾願」という。）が自宅にあって、その記載内容と本件施工承諾願の記載内容に異なる部分があることなどから、本件対象保有個

人情報の特定が誤っている旨主張するので、この点に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 審査請求人が自宅内にあったと主張する甲52号施工承諾願と、特定国道事務所が保有する本件施工承諾願を対比すると、記載が異なっている箇所がある。具体的には、「打合日時」欄の日付及び時間並びに「出席者」欄の押印の位置が異なっており、また、「議題」欄の住所欄について、甲52号施工承諾願には空欄となっている箇所があるのに対し、本件施工承諾願では、手書きにより記載されている。

イ このように記載が異なることについて、特定国道事務所から特定会社に聞き取りをしたところ、本件施工承諾願は、最終版であるのに対し、甲52号施工承諾願は、最終成果として整理する前の元データであると考えられるとのことであった。

## (2) 検討

ア 当審査会において、本件施工承諾願と甲52号施工承諾願の各記載内容等を対比して検討したところによると、本件施工承諾願の「打合日時」欄には、本件請求保有個人情報に係る日付である特定年月日Aと記載されているのに対し、甲52号施工承諾願の「打合日時」欄には、特定年月日Aとは異なる日付（特定年月日B）が記載されていると認められる。

そうすると、このような文書が審査請求人の手元にあったからといって、内閣府沖縄総合事務局において、本件施工承諾願に記録された保有個人情報の外に、本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しており、ひいては、処分庁において、本件施工承諾願に記録された保有個人情報を特定したことが誤っているとの疑いを生じさせるものではなく、その他、本件施工承諾願の外に本件請求保有個人情報が記録された文書が存在すると認めるに足りる事情はない。

イ したがって、内閣府沖縄総合事務局において、本件対象保有個人情報の外に本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

## 4 不開示部分の不開示情報該当性について

### (1) 不開示部分について

本件対象保有個人情報のうち、特定年月日Aに行われた「話し合い・現場説明」の出席者である他地権者1名（本件施工承諾願の対象となった土地の所有者特定個人A以外の土地所有者特定個人D）に係る土地地番、他地権者1名（前同）及び他耕作者1名（審査請求人以外の特定個人E）の氏名と住所、他地権者1名の印影並びに工事業者特定会社の



「話し合い・現場説明」出席者（現場代理人）の氏名及びその印影が不開示となっていると認められる。

(2) 不開示情報該当性について

ア 諮問庁の説明の要旨

(ア) 他地権者に関する地番、住所、氏名及びその印影並びに工事業者特定会社の現場代理人の氏名及びその印影については、法14条2号本文に該当する開示請求者以外の特定の個人を識別する情報であり、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(イ) 本件施工承諾願の記載内容の法14条2号ただし書イ該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

a 最終版の施行承諾願の写しを相手方に渡すかどうかについての取決めは、特にない。そのため、施工承諾願に記名・押印した際、耕作人（審査請求人）と特定会社の両者間での写しのやり取りには、特定国道事務所は関与していない。

b また、特定国道事務所が施工承諾願を受け取るタイミングは、特定会社から工事の成果品（工事完成図書）の一部として受け取る時点であることから、特定国道事務所から審査請求人に施工承諾願の写しを直接渡すとは考えられず、その可能性は低い。

c 本件に関しては、そもそも、特定国道事務所において、記録として残すような情報ではなく、また、当時担当していた職員が既に死去していることから、これ以上の情報は把握できなかった。

イ 検討

(ア) 法14条2号本文前段該当性について

不開示部分は、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) 法14条2号ただし書該当性について

a 審査請求人は、本件施工承諾願と同じ内容の文書（審査請求書に添付された資料中の甲第59号証がその写しであると認められる。以下「甲59号施工承諾願」という。）を入手して所持している旨主張するところ、これは、本件施工承諾願の記載内容については、審査請求人が既に知っており、法14条2号ただし書イの開示請求者が知ることができる情報に当たるとの趣旨を含むものと解される。

b そこで検討するに、本件開示請求の対象となる保有個人情報につき、審査請求人（開示請求者）が知ることができた事情があったとしても、それが個別的な事情にとどまる限り、法14条2号

ただし書イの「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には当たらないと解されるところ、本件施工承諾願の記載内容に鑑みれば、当該記載内容に係る情報は、関係者間で共有されていたとしても不自然ではなく、一般的に認められることであって、当該記載内容に係る情報を審査請求人が知ることができた事情があったとしても、それは、審査請求人に特有の個別的な事情によるものとはいえない。

したがって、本件対象保有個人情報については、その全部が審査請求人において慣行として知ることができる情報であり、法14条2号ただし書イに該当すると認められる。

(ウ) 以上のとおり、本件対象保有個人情報について、不開示とされた部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号及び3号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が本件対象保有個人情報は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は不開示とされた部分は同条2号に該当することから不開示とすべきとしていることについては、本件対象保有個人情報は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当し、内閣府沖縄総合事務局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であるが、不開示とされた部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙

### 1 本件請求保有個人情報

「施工承諾願特定年月日 A 付け特定会社特定住所 B・A（田）特定個人 A 所有財産，耕作人審査請求人に関する書類の全て」に記録された保有個人情報

### 2 本件対象保有個人情報

本件施工承諾願に記録された保有個人情報